

検査結果等の第三者への開示について

1. 基本的な取り扱い

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」）が検査を実施した監査事務所（以下「検査先」）に対して交付した検査結果通知書は、非公表。

検査結果及び検査関係情報（以下「検査結果等」）の検査先以外への第三者への開示については、以下の場合を除き、審査会の事前承諾が必要である（注）。

- ① 日本公認会計士協会（以下「協会」）の品質管理委員会に提出する場合
- ② 被監査会社の監査役等及び取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役（社外を含む。以下同じ）に対し、業務の運営の状況の検査に関する次の内容を書面で伝達する場合
 - ・ 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・ 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容
- ③ 検査先が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名を秘匿化した上で、以下の内容を開示する場合
 - ・ 検査結果通知書全文
 - ・ 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・ 検査で選定された個別監査業務の数又は指摘のあった個別監査業務の数
 - ・ 個別監査業務に関する項目別の指摘事項の記載事項又は当該項目別の指摘事項の数

（注）虚偽証明の検査の検査結果等の検査先以外への第三者への開示については、必ず審査会の事前承諾が必要となる。

●「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」（令和8年7月1日改正）（抄）

Ⅲ 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

- (1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。併せて、虚偽証明等の検査の場合には、当該検査対象先以外への第三者への開示については、必ず審査会の事前承諾が必要となることを説明し承諾を得るものとする。
 - a. 日本公認会計士協会品質管理委員会運営細則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合
 - b. 被監査会社の監査役等及び取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役に対して、業務の運営の状況の検査に関する次の内容を書面で伝達する場合
 - ・ 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・ 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容
 - c. 検査先が、所属するグローバルネットワークからの要請に基づいて、被監査会社名を秘匿化した上で、以下の内容を開示する場合
 - ・ 検査結果通知書全文
 - ・ 監査事務所の品質管理システムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・ 検査で選定された個別監査業務の数又は指摘のあった個別監査業務の数
 - ・ 個別監査業務に関する項目別の指摘事項の記載事項又は当該項目別の指摘事項の数

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 審査会への事前承諾

検査結果等の第三者への開示の事前承諾については、検査先から審査会に対して、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行う。

ただし、近時、被監査会社や被監査会社以外から、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認するツールの一つとして、審査会の検査結果等の開示要請が増加してきていると考えられることから、審査会への開示承諾申請は、次の各区分に応じたものとする。

- ① 検査結果等を被監査会社の子会社の監査役等及び取締役(社外を含む。)からの要請に基づいて開示する場合

開示承諾申請は、承諾を求めようとする事業年度に実施したすべての監査に係る検査結果等について、一括して行うことができる。

(開示内容)

- 1) 直近の検査結果通知日（ない場合には、その旨）
- 2) ア. 当該被監査会社が検査対象業務として選定されたかどうかの事実
イ. 選定された場合は、当該監査業務における指摘事項の有無、指摘事項があったときは、その内容及び対応状況
ウ. 監査事務所における品質管理全般に関する指摘事項の要約及び監査事務所の対応状況

- ※1 開示承諾申請書の記載例は（別紙1）を参照。また、開示承諾申請には、開示内容の案文を添付する。
- ※2 開示先に対して、開示先以外の別の第三者への開示はできない旨を伝達するものとする。
- ※3 開示した実績がある場合には、監査事務所の事業年度終了後3か月以内に当該事業年度に開示した開示先の名称を記載した書面を審査会に提出するものとする。

② 監査契約に関する提案等として検査結果等を現在の被監査会社でない先（潜在的な被監査会社等）に対し、要請に基づいて開示する場合

開示承諾申請は、承諾を求めようとする事業年度ごとに一括して行うことができる。

(開示内容)

- 1) 直近の検査結果通知日（ない場合には、その旨）
- 2) 監査事務所における品質管理全般に関する指摘事項の要約及び監査事務所の対応状況

- ※1 開示承諾申請書の記載例（別紙2）を参照。また、開示承諾申請には、開示内容の案文を添付する。
- ※2 開示先に対して、開示先以外の別の第三者への開示はできない旨を伝達するものとする。
- ※3 開示した実績がある場合には、監査事務所の事業年度終了後3か月以内に当該事業年度に開示した開示先の名称を記載した書面を審査会に提出するものとする。

③ ①、②以外の場合

従前より行っている個別の開示先に対する開示承諾申請を求めることとする。

- ※ 開示承諾申請書の記載例は（別紙3）を参照。

年 月 日

公認会計士・監査審査会
会長 ○○ ○○ 殿

被検査事務所等名
○○ ○○

検査結果及び検査関係情報 開示承諾申請書

検査結果及び検査関係情報を下記のとおり開示することにつき、貴審査会のご承諾についてお伺いいたします。

記

1. 開示先

当監査事務所の×事業年度(○年○月○日から○年○月○日)における被監査会社の子会社の監査役等及び取締役であって検査結果等の開示を要請している者

2. 開示内容

- ① 直近の検査結果通知書の日付 (過去に受領していない場合にはその旨)
- ② ①の通知書の内容及び対応状況
 - (ア) 被監査会社が検査の対象業務として選定されたかどうかの事実
 - (イ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する指摘事項の有無、指摘事項があったときは、その内容及び対応状況
 - (ウ) 監査事務所における品質管理全般に関する指摘事項の要約及び当事務所の対応状況

3. 開示の理由

被監査会社の子会社の監査役等から、貴審査会の検査結果等を開示するように要請があったため。

4. 開示先における第三者に開示しない旨の伝達

本開示情報を開示先に開示する際には、開示先に対して、開示先における第三者に対して開示することはできない旨を伝達します。

- (注1) 開示内容を記載した案文を添付することに留意する。なお、案文は、検査対象業務として選定された被監査会社向けと検査対象業務として選定されなかった被監査会社向けが必要になるものと考えられる。
- (注2) 1か月程度の余裕をもって承諾申請書の提出をする必要があることに留意する。
- (注3) 本申請に係る開示実績がある場合には、当監査事務所の事業年度終了後3か月以内に、当該事業年度に開示した開示先の名称を記載した書面を提出する必要があることに留意する。
- (注4) 被検査事務所名等に併せて記載する代表者名について、公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第1項の届出書若しくは第21条第1項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

年 月 日

公認会計士・監査審査会
会長 ○○ ○○ 殿

被検査事務所等名
○○ ○○

検査結果及び検査関係情報 開示承諾申請書

当監査事務所に係る検査結果及び検査関係情報を当監査事務所の×事業年度（○年○月○日から○年○月○日）において、下記のとおり開示することにつき、貴審査会のご承諾についてお伺いいたします。

記

1. 開示先

当監査事務所が監査契約（保証業務等に係る契約を含む。）に関する提案をしようとする先であって、提案に際し、当監査事務所に対して、検査結果等の開示を要請している先

2. 開示内容

- ① 直近の検査結果通知書の日付（過去に受領していない場合にはその旨）
- ② ①の通知書のうち、監査事務所における品質管理全般に関する指摘事項の要約及び当事務所の対応状況

3. 開示の理由

当監査事務所が監査契約（保証業務等に係る契約を含む。）に関する提案をしようとする先より、貴審査会の検査結果等を開示するように要請があるため。

4. 開示先における第三者に開示しない旨の伝達

本開示情報を開示先に開示する際には、開示先に対して、開示先における第三者に対して開示することはできない旨を伝達します。

- (注1) 当該監査事務所が承諾を求めようとする事業年度ごとに申請する必要があることに留意する。
- (注2) 開示内容を記載した案文を添付することに留意する。
- (注3) 1か月程度の余裕をもって承諾申請書の提出をする必要があることに留意する。
- (注4) 本申請に係る開示実績がある場合には、当監査事務所の事業年度終了後3か月以内に、当該事業年度に開示した開示先の名称を記載した書面を提出する必要があることに留意する。
- (注5) 被検査事務所名等に併せて記載する代表者名について、公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第20条第1項の届出書若しくは第21条第1項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第1項の変更登録申請書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

年 月 日

公認会計士・監査審査会
会長 ○○ ○○ 殿

被検査事務所等名
○○ ○○

検査結果及び検査関係情報 開示承諾申請書

検査結果及び検査関係情報を下記のとおり開示することにつき、貴審査会のご承諾についてお伺いいたします。

記

1. 開示先
2. 開示内容
3. 開示の理由
4. 開示先における第三者に開示しない旨の同意の取り付けの有無

（注1）1か月程度の余裕をもって承諾申請書の提出をする必要があることに留意する。

（注2）被検査事務所名等に併せて記載する代表者名について、公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第1項の届出書若しくは第21条第1項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。